

平成 24 年 11 月 14 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号
汐留シティセンター
G L P 投 資 法 人
代表者名 執行役員 三 木 真 人
(コード番号：3281)
資産運用会社名
GLP ジャパン・アドバイザーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 三 木 真 人
問合せ先 財務管理本部長 辰 巳 洋 治
(TEL. 03-3289-9630)

新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

GLP 投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成 24 年 11 月 14 日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の投資口（以下「本投資口」といいます。）を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に上場するにあたって実施する新投資口発行及び投資口売出しに関し決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公募による新投資口発行

- (1) 募集投資口数 1,747,100 口
(2) 払込金額 未定
(発行価額) 平成 24 年 12 月 12 日(水)（以下「発行価格等決定日」という。）に開催する役員会において決定する。
(3) 払込金額 未定
(発行価額)の総額
(4) 発行価格 未定
(募集価格) 発行価格(募集価格)は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第 1210 条に規定するブック・ビルディング方式(投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、投資口に係る投資家の需要状況等を把握した上で、発行価格等を決定する方法をいう。)により、発行価格等決定日に決定する。
(5) 発行価格 未定
(募集価格)の総額
(6) 募集方法 国内及び海外における同時募集とする。

①国内一般募集

国内における募集（以下「国内一般募集」という。）は一般募集とし、野村證券株式会社、シティグループ証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社を共同主幹事会社とする国内引受会社（以下「国内引受会社」と総称する。）に国内一般募集分の全投資口を買取引受けさせる。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。
また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

②海外募集

海外における募集（以下「海外募集」という。）は米国及び欧州を中心とする海外市場（但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集とし、Goldman Sachs International、Citigroup Global Markets Limited、Nomura International plc、J.P. Morgan Securities plc及びUBS Limitedを共同主幹事引受会社とする海外引受会社（以下「海外引受会社」と総称し、国内引受会社と併せて「引受人」と総称する。）に海外募集分の全投資口を総額個別買取引受けさせる。

なお、上記①及び②の各募集に係る投資口数については、国内一般募集1,105,025口及び海外募集642,075口を目処に募集を行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。国内一般募集、海外募集及び下記2.に記載のオーバーアロットメントによる売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）のジョイント・グローバル・コーディネーターはシティグループ証券株式会社、Goldman Sachs International及び野村証券株式会社（英文名でのアルファベット順）（以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」という。）とする。

- | | |
|--|---|
| (7) 引受契約の内容 | 引受人は、下記(11)に記載の払込期日に国内一般募集及び海外募集における払込金額（発行価額）の総額を本投資法人に払込み、発行価格（募集価格）の総額との差額は引受人の手取金とする。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払わない。 |
| (8) 需要の申告期間
（ブック・ビルディング期間） | 平成24年12月4日(火)から平成24年12月10日(月)まで |
| (9) 申込単位 | 1口以上1口単位 |
| (10) 申込期間
（国内一般募集） | 平成24年12月13日(木)から平成24年12月18日(火)まで |
| (11) 払込期日 | 平成24年12月20日(木) |
| (12) 受渡期日 | 平成24年12月21日(金) |
| (13) 発行価格（募集価格）、払込金額（発行価額）、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。 | |
| (14) 上記各号のうち国内一般募集に係る事項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

2. 投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>2.をご参照ください。）

- | | |
|------------|---|
| (1) 売出投資口数 | 87,400口 |
| | なお、上記売出投資口数は、国内一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集の事務主幹事会社である野村証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの売出投資口数の上限を示したものである。国内一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出投資口数は、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に開催する役員会において決定する。 |
| (2) 売出人 | 野村証券株式会社 |
| (3) 売出価格 | 未定 |
| | 発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は、国内一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。 |

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (4) 売 出 価 額 の 総 額 未定
- (5) 売 出 方 法 国内一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集の事務主幹事会社である野村証券株式会社が GLP Capital Japan 2 Private Limited (以下「指定先」という。) から 87,400 口を上限として借入れる本投資口 (但し、かかる貸借は、海外募集における本投資口が指定先に販売されることを条件とする。) の日本国内における売出しを行う。
- (6) 申 込 単 位 1 口以上 1 口単位
- (7) 申 込 期 間 平成 24 年 12 月 13 日 (木) から平成 24 年 12 月 18 日 (火) まで
- (8) 受 渡 期 日 平成 24 年 12 月 21 日 (金)
- (9) 売出価格、その他この投資口の売出しに必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新投資口発行 (下記<ご参考>2. をご参照ください。)

- (1) 募 集 投 資 口 数 87,400 口
- (2) 払 込 金 額 未定
(発 行 価 額) 発行価格等決定日に開催する役員会において決定する。なお、払込金額 (発行価額) は国内一般募集における払込金額 (発行価額) と同一とする。
- (3) 払 込 金 額 未定
(発 行 価 額) の 総 額
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申 込 単 位 1 口以上 1 口単位
- (6) 申 込 期 間 平成 25 年 1 月 18 日 (金)
(申 込 期 日)
- (7) 払 込 期 日 平成 25 年 1 月 21 日 (月)
- (8) 上記(6)に記載の申込期間 (申込期日) までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとする。
- (9) 払込金額 (発行価額)、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。

なお、上記の国内一般募集及び海外募集は、グローバル・ロジスティック・プロパティーズ・リミテッドが平成 24 年 12 月 3 日に開催予定の臨時株主総会において、同社の子会社である各取得予定資産 (本投資法人が取得を予定している資産をいう。以下同じ。) の売主が本投資法人に各取得予定資産を譲渡することにつき承認が得られることを条件とする。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。
また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<ご参考>

1. 本投資口は東京証券取引所に平成 24 年 12 月 21 日(金)に上場する予定です。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、国内一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集の事務主幹事会社である野村證券株式会社が指定先から 87,400 口を上限として借入れる本投資口（但し、かかる貸借は、海外募集における本投資口が指定先に販売されることを条件とします。）の日本国内における売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出投資口数は、87,400 口を予定していますが、当該売出投資口数は上限の売出投資口数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が指定先から借入れた本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の返還に必要な本投資口を野村證券株式会社に取得させるために、本投資法人は平成 24 年 11 月 14 日(水)開催の本投資法人役員会において、野村證券株式会社を割当先とする本投資口 87,400 口の第三者割当による新投資口発行（以下「本件第三者割当」といいます。）を、平成 25 年 1 月 21 日(月)を払込期日として行うことを決議しています。

また、野村證券株式会社は、平成 24 年 12 月 21 日(金)から平成 25 年 1 月 11 日(金)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、シンジケートカバー取引によって取得した口数を減じた口数について、野村證券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じ、本投資口を取得する予定です。そのため本件第三者割当における発行投資口数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な発行投資口数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、シンジケートカバー取引に関して、野村證券株式会社はシティグループ証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及び S M B C 日興証券株式会社と協議の上、これを行います。

3. 今回の新投資口発行による発行済投資口数の推移

現在の発行済投資口総数	3,200 口
公募による新投資口発行に伴う増加投資口数	1,747,100 口
公募による新投資口発行後の発行済投資口総数	1,750,300 口
本件第三者割当に伴う増加投資口数	87,400 口（注）
本件第三者割当後の発行済投資口総数	1,837,700 口（注）

（注）本件第三者割当の発行新投資口数の全口数について野村證券株式会社から申込みがあり、発行が行われた場合の口数を記載しています。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。
また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

110,070,000,000 円（上限）

（注）国内一般募集における手取金 66,301,500,000 円、海外募集における手取金 38,524,500,000 円及び本件第三者割当による新投資口発行の手取金上限 5,244,000,000 円を合計した金額を記載しています。また、上記金額は本日現在における見込額です。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

国内一般募集及び海外募集における手取金は、取得予定資産の取得資金の一部に充当する予定です。また本件第三者割当による新投資口発行の手取金は、本投資法人がグローバル・ロジスティック・プロパティーズ・リミテッドの子会社との間で平成 24 年 11 月 13 日付で締結した売買予約契約の対象である物件（以下「売買予約契約対象物件」といいます。）の全部又は一部につき、売買予約契約の予約完結権を本件第三者割当による新投資口発行の払込期日に近接して行使した場合には、当該売買予約契約対象物件の取得資金の一部に充当し、上記の時期に売買予約契約の予約完結権を行使しない場合には、本件第三者割当による新投資口発行に先立つ取得予定資産の取得に係る資金に充当するための借入金の一部の返済資金に充当する予定です。

5. 配分先の指定

海外引受会社は、本投資法人の指定する販売先として、指定先に対し、海外募集における本投資口のうち、272,455 口を販売する予定です。

6. 今後の見通し

本日付で公表の「平成 25 年 2 月期及び平成 25 年 8 月期の運用状況の予想について」に記載のとおりです。

7. 過去に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

年月日	発行額（千円）	発行後出資総額（千円）	摘要
平成 23 年 9 月 16 日	100,000	100,000	私募設立
平成 23 年 12 月 14 日	10,000	110,000	私募増資
平成 24 年 6 月 22 日	90,000	200,000	私募増資

（注）平成 24 年 10 月 31 日付で、投資口 1 口につき 8 口の投資口分割を行っています。

8. ロックアップについて

- ① 国内一般募集及び海外募集に関連して、指定先に、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対して、発行価格等決定日に始まり、当該募集の受渡期日から起算して 360 日目の日に終了する期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、本投資口の売却等（但し、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸渡し等を除きます。）を行わない旨を約していただく予定です。

ジョイント・グローバル・コーディネーターは、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有する予定です。

- ② 国内一般募集及び海外募集に関連して、GLP キャピタル合同会社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対して、発行価格等決定日に始まり、当該募集の受渡期日から起算して 360 日目の日に終了する期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーター

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

の事前の書面による同意なしには、原則として本投資口の売却等を行わない旨を合意しています。

ジョイント・グローバル・コーディネーターは、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しています。

- ③ 国内一般募集及び海外募集に関連して、本投資法人は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対して、発行価格等決定日に始まり、当該募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、本投資口の発行等（但し、国内一般募集、海外募集、本件第三者割当及び投資口の分割に伴う新投資口発行等を除きます。）を行わない旨を合意しています。

ジョイント・グローバル・コーディネーターは、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しています。

- ④ さらに、上記②に記載の制限とは別に、GLP キャピタル合同会社は、本投資口を東京証券取引所に上場するに際し、同取引所の規則に基づき、本投資法人との間で継続所有に係る確約を行っており、本日現在における所有投資口のうち1,440口（注）について、平成24年6月22日から1年間を経過する日まで所有することとされています。

（注）平成24年6月22日を払込期日とする私募増資により発行された投資口（発行時点での投資口数は180口）が対象であり、平成24年10月31日付投資口分割により1,440口となっています。

以上

*本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。